

令和6年度（2024年度）（令和5年度からの繰越分）  
札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付要綱

令和6年8月7日

保健福祉局長決裁

**（趣旨）**

第1条 この要綱は、介護サービス事業所等が、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的として、予算及び内示額の範囲内で、必要なかかり増し経費の一部等を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

**（定義）**

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 介護サービス事業所等

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、福祉用具貸与事業所、居宅療養管理指導事業所

## (2) 交付要綱

「令和6年度(2024年度)緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金交付要綱」をいう。なお、補正予算により交付金の交付を行うために要綱が別途示されている場合等、特段の定めがある場合は、別途示されている要綱を交付要綱とする。

## (3) 実施要綱

「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」をいう。なお、補正予算により交付金の交付を行うために要綱が別途示されている場合等、特段の定めがある場合は、別途示されている要綱を実施要綱とする。

## (4) 交付金事業

令和6年度(2024年度)緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金の交付金額算定の対象となる事業をいう。

## (5) 補助事業者

第3条に掲げる補助対象事業を実施する者をいう。

### (補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助の対象事業は、交付金事業のうち、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業とする。

### (補助対象者の要件)

第4条 この要綱に基づく補助事業者は、前条に規定する事業を行う事業所であって、交付要綱の2に定めるところによる。

### (補助対象経費)

第5条 この要綱に基づく補助の対象とする経費は、交付要綱の3に定めるところによる。

### (補助額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。た

だし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 交付要綱の別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

### (交付の条件)

第7条 この要綱による補助金の交付の決定には、次の各号に定めるところにより条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を札幌市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、別記様式 1 により速やかに、

遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

#### (交付等の申請)

第8条 この要綱により補助金を受けようとする補助事業者は、様式1による申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定する。

3 この補助金の交付決定後の事情の変更等により申請の内容を変更して内容変更申請等を行う場合は、別に指示する期日までに様式5により行うものとする。この場合において、補助金の交付条件に反する変更は承認しない。

#### (交付決定)

第9条 市長は、前条第1項に定める交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認める場合は、予算及び内示額の範囲内で補助金額を決定し、様式2により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項に定める内容変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助内容の変更を承認することが適当であると認める場

合は、予算及び内示額の範囲内で補助金額を決定し、様式6により申請者に通知するものとする。

### **(事業実績報告)**

第10条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、事業完了後1月以内（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月以内）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式3による実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、事業の年度繰越が承認された場合は、別に指示する期日までにこれを行うものとする。

### **(補助金の確定)**

第11条 市長は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、適正に実施されたと認める場合は、予算及び内示額の範囲内で補助金額を確定し、様式4により補助事業者に通知するものとする。

### **(補助金の精算交付の申請)**

第12条 第8条及び第10条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請時において既に補助事業を完了している場合にあつて、精算交付を受けようとする者（以下「精算交付申請者」という。）は、補助金交付申請兼実績報告書（様式第7号）に市長が別に定める必要書類を添えて、市長が別に定める期限までに申請及び報告しなければならない。

2 市長は、前項の申請及び報告があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第7条第1項第4号から第8号に掲げる条件その他必要な条件を付して、予算及び内示額の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定兼交付確定通知書（様式第8号）により精算交付申請者に対して通知するものとする。

### **(補助金の交付時期)**

第13条 この要綱による補助金は、第11条及び第12条の規定による補助交付額の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、事業の執行状況に応じて概算により交付することができる。

#### (補助事業に係る調査等)

第14条 市長は、必要があると認めたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

#### (補助金の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (4) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (5) 当該事業の介護保険指定事業者でなくなったとき。

#### (補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の返還を命ずるものとする。

#### (違約加算金)

第17条 補助事業者は、第15条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### （延滞金）

第18条 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### （財産処分による収入の取扱い）

第19条 市長は、補助事業者がこの要綱による補助金の交付を受けて行った事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることができる。

#### （委任）

第20条 この要綱の実施に当たり、定めのない事項は交付要綱の例により実施するものとし、その他の必要な事項は高齢保健福祉部長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月7日から施行する。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

法人所在地  
法人名  
法人代表者

令和 年度札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付申請書

札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 総 括 表
- 2 申 請 一 覧
- 3 内 訳 ・ 費 目 詳 細

(関係書類)

- ア 経費が確認できる見積書の写し、請求書の写しなど
- イ その他経費の参考となる書類

4 上記のとおり請求します。

下記の口座に振り込んでください。

郵便番号
住 所
氏 名 _____
フリガナ

振 込 先 金 融 機 関	
(金融機関名称)	(本・支店名)

預金種目

口座番号

1 普通

--

第 号  
年 月 日

様

札幌市長 ○○ ○○

令和 年度札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 年度札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金については、札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり交付決定したので通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第1条に基づき高齢者施設が実施する事業であり、その内容は 年 月 日付け申請書記載のとおりとする。
- 2 対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。  
（補助金は概算払いとして以下の補助金額を本通知書の送付日から30以内に交付する。）

施設・事業所名	対象経費	補助金の額
	金 円	金 円

- 3 この補助金の額の確定は、交付要綱第6条に規定する交付の算定方法により行うものとする。
- 4 この補助金は、交付要綱第7条に掲げる事項を条件として交付するものとする。
- 5 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。
- 6 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 7 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。
- 8 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければならない。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

法人所在地  
法人名  
法人代表者

令和 年度札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金に係る事業実績について、札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

- 1 総括表
- 2 申請一覧
- 3 内訳・費目詳細

(関係書類)

- ア 経費が確認できる領収書の写しなど
- イ その他経費の参考となる書類

- 4 上記のとおり請求します。

下記の口座に振り込んでください。

郵便番号
住 所
氏 名
フリガナ

振 込 先 金 融 機 関	
(金融機関名称)	(本・支店名)

預金種目

口座番号

1 普通

--

第 号  
年 月 日

様

札幌市長 ○○ ○○

令和 年度札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した令和 年度札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金については、札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり確定したので通知します。

- 1 対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。  
補助金は以下の補助額を本通知書の送付日から30日以内に交付する。

施設・事業所名	対象経費	補助金の額
	金 円	金 円

年 月 日

(あて先) 札幌市長

法人所在地  
法人名  
法人代表者

令和 年度札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助事業については、次のとおり計画変更したので札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の内容
- 2 計画変更の理由
- 3 添付書類 補助金交付決定通知書の写

※交付申請の際に提出した関係書類について、変更のあるものその他参考となる書類をすべて提出すること

- 4 上記のとおり請求します。

下記の口座に振り込んでください。

郵便番号	
住 所	
氏 名	
フリガナ	

振 込 先 金 融 機 関	
(金融機関名称)	(本・支店名)

預金種目

口座番号

1 普通

--

第 号  
年 月 日

様

札幌市長 ○○ ○○

令和 年度札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付取消・変更通知書

年 月 日付け 第 号で通知した令和 年度札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金については、札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり取消・変更したので通知します。

- 1 対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。  
(補助金は概算払いとして以下の補助金額を本通知書の送付日から30日以内に交付する。)

施設・事業所名	対象経費	補助金の額
	金 円	金 円

- 2 取消・変更の理由

年 月 日

(あて先) 札幌市長

法人所在地  
法人名  
法人代表者

令和 年度札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付申請兼事業実績報告書

このことについて、次のとおり事業を実施したので、札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付要綱第12条の規定により関係書類を添えて申請及び報告します。

- 1 総 括 表
- 2 申 請 一 覧
- 3 内 訳 ・ 費 目 詳 細

(関係書類)

- ア 経費が確認できる領収書の写しなど
- イ その他経費の参考となる書類

4 上記のとおり請求します。

下記の口座に振り込んでください。

郵便番号	
住 所	
氏 名	_____
フリガナ	

振 込 先 金 融 機 関	
(金融機関名称)	(本・支店名)

預金種目

口座番号

1 普通

--

第 号  
年 月 日

様

札幌市長 ○○ ○○

令和 年度札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付決定兼交付確定通知書

年 月 日付けで申請及び報告のあった令和 年度札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金については、札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり交付決定及び確定したので通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に基づき介護サービス事業所等が実施する事業であり、その内容は 年 月 日付け申請書兼報告書記載のとおりとする。
- 2 対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。  
補助金は以下の補助額を本通知書の送付日から30日以内に支給する。

施設・事業所名	対象経費	補助金の額
	金 円	金 円

- 3 この補助金は、交付要綱第7条第1項第4号から第8号に掲げる事項を条件として交付するものとする。
- 4 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。
- 5 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 6 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

令和 年 月 日

(札幌市長あて)

住 所 :  
法 人 名 :  
職種・代表者名 :

### 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け札介保（指）第 号で交付確定のあった令和4年度札幌市介護サービス事業所等感染症対策費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

#### 記

1 対象事業所・施設の名称

○

2 補助金の確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 \_\_\_\_\_ 円

5 補助金返還相当額（3から4の額を差し引いた額） 金 \_\_\_\_\_ 円

6 添付書類

- (1) 積算内訳書 ※一般課税の場合のみ
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） ※該当する場合のみ
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し） ※該当する場合のみ
- (4) 特定収入の割合を確認できる資料（写し） ※該当する場合のみ

(注) 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

記載担当者 ( )  
連絡先 ( )